

## 現物給与

「変わった税金の話その2」で少し触れましたが、今回は『現物給与』についてお話ししたいと思います。

所得税法第28条(給与所得)において、「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。」とされています。

また、青色事業専従者給与及び事業専従者控除も、給与所得の収入金額となります。

給与は、金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売など、物や権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。次に掲げるような経済的利益を一般に『現物給与』といい、原則として給与所得の収入金額とされます。

物品やその他の資産を無償又は低い価格により譲渡したことによる経済的利益

土地、家屋、金銭その他の資産を無償又は低い対価により貸し付けことによる経済的利益

福利厚生施設の利用など 以外の用役を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益

個人的債務を免除又は負担したことによる経済的利益

(具体的例)

【永年勤続者表彰記念品】

その支給が社会一般的に行われているものであり、また、その記念品は、通常、市場への売却性、換金性がなく、選択性も乏しく、その金額も多額となるものではないことであれば、強いて課税しなくて差し支えないとされています。

しかし、現物に代えて支給する金銭や記念品を自由に選択できる場合(支給された金銭で品物を購入した場合と同様の効果をもたらすと認められる)は、永年勤続者の記念品には該当せず、給与として課税が必要となります。

【創業記念の記念品】

創業〇周年等の区切りを記念して従業員に対し記念品を支給する場合、その支給品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価格(処分見込価格により評価した価格)が1万円以下であること、創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、強いて課税しなくて差し支えないとされています。

しかし、記念品として商品券を支給した場合は、金銭の支給と異ならないことから、給与として課税が必要となります。

#### 【従業員レクリエーション旅行】

従業員に供与する経済的利益の額が少額の現物給与は、強いて課税しないという少額不追及の趣旨を逸脱しないものであると認められ、かつ、その旅行が次に掲げる要件を満たす場合には、原則として給与としなくともよいとされています。

旅行の期間が 4 泊 5 日以内(海外旅行は、外国での滞在日数が 4 泊 5 日以内)

旅行に参加した人数が全体の 50%以上

これらの条件を満たしている場合であっても、旅行に参加しなかった人に旅行代金相当として金銭を支給した場合は、参加者と不参加者にその不参加者に対して支給した金銭の額の給与の支給があったものとして課税が必要となります。

また、役員だけで行う旅行、取引先に対する接待、供与、慰安等のための旅行、金銭との選択が可能な旅行であれば、給与、交際費になります。

#### 【食事代】

役員や従業員(以下「従業員等」)に食事を支給する場合、食事の価格の 50%相当額以上を徴収し、かつ、使用者の負担額が月 3,500 円を超えないときには、経済的利益はないものとして取り扱われます。

しかし、従業員等の食事代が使用者が飲食店に支払う場合は問題ありませんが、従業員等が飲食店に食事代を支払い、使用者が現金で食事代を補助する場合には、食事という現物ではなく金銭を支給するものですから、補助をする全額が給与として課税が必要となります。

(余談)

#### 【給与と給料】

給与とは、「労務の対価(見返り)として支払われるすべてのもの」をいい、給料、残業代、各種手当など全てを含めたものとなります。労働法では「賃金」、社会保険では「報酬」といわれます。

給料とは、給与から残業代や各種手当などを差し引いたものをいい、言い換えると「基本給」となります。